

杉並区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月21日

杉並区長

岸本 聡子

杉並区規則第56号

杉並区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則
杉並区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年杉並区規則第79号）
の一部を次のように改正する。

第3条中「法第15条第3項後段及び区条例第15条後段」を「法第15条第4
項後段及び区条例第15条第4項後段」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。